吸収合併に係る事前開示書類

（存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面）
（消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2026 年 11 月 18 日

株式会社 Orchestra Holdings
株式会社 Concerto Partners

2026年11月18日

吸収合併に係る事前開示書類

（存続会社：会社法第794条第１項及び会社法施行規則第191条に定める書面）
（消滅会社：会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条に定める書面）

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社Orchestra Holdings
代表取締役社長　中村　慶郎

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社Concerto Partners
代表取締役　中村　慶郎

株式会社Orchestra Holdings（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社Concerto Partners（以下「消滅会社」といいます。）は、2026年11月13日付で両者間で締結した吸収合併契約に基づき、2027年１月１日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第794条第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第191条並びに会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1.　吸収合併契約の内容

別紙１のとおりです。

2.　合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、存続会社が消滅会社の発行済株式の全部を保有する完全親子会社間の吸収合併であり、消滅会社の株主は存続会社のみであることから、本吸収合併に際して、合併対価の交付はありません。存続会社は、消滅会社の株式の全部を保有しているため、合併対価を交付しないことにより株主の利益を害するおそれはなく、合併対価の交付を行わないことは相当であると判断しております。

また、本吸収合併に際して合併対価を交付しないことから、存続会社の資本金及び準備金の額は変更いたしません。

なお、消滅会社は債務超過でありますが、その負債の大部分は存続会社に対する債務であり、存続会社は当該債権について債務超過額相当の貸倒引当金を計上しており、本吸収合併の際に戻し入れることから、本吸収合併により存続会社に会社法第795条第２項第１号に規定する差損は生じない見込みであります。したがって、本吸収合併は会社法第796条第２項に規定する簡易合併の要件を満たすものと判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類に関する事項

(1) 存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

存続会社は、2026年８月25日付の取締役会において、株式会社Sharing Innovationsとの間で、存続会社を株式交換完全親会社とし、同社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換の効力発生日は2026年11月30日（予定）であり、存続会社は、同日をもって同社の発行済株式の全部を取得し、その対価として存続会社の普通株式510,791株を交付する予定です。

(2) 消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6.　吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7.　吸収合併契約等備置開始日後、上記 1. から 6. までに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

合　併　契　約　書

株式会社Orchestra Holdings（以下、「甲」という。）及び株式会社Concerto Partners（以下、「乙」という。）は、本日、以下のとおり合意したので、合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。なお、本契約に基づく合併を、以下「本合併」という。

第２条（合併当事者）

本合併を行う当事者である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商　号：株式会社Orchestra Holdings

住　所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号

乙（吸収合併消滅会社）

商　号：株式会社Concerto Partners

住　所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号

第３条（表明保証）

各当事会社は、互いに、本契約締結日及び効力発生日において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

１．組織及び権限

各当事会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、本契約を締結し、本合併を実行するために必要な権限を有していること。

２．契約の有効性

本契約は、各当事会社により適法に承認されており、各当事会社を法的に拘束する有効な契約であること。

３．法令・定款等との抵触不存在

本契約の締結および本合併の実行は、各当事会社に適用される法令、定款その他の内部規程に違反せず、また、第三者との重要な契約に違反または抵触しないこと。

４．必要な手続の履行

本合併の実行にあたり、法令上必要とされる社内手続及び届出等は、すべて適法に履行され、又は効力発生日までに履行される予定であること。

５．訴訟等

本合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、仲裁、行政手続その他の法的手続は、現在係属しておらず、またそのおそれも認識していないこと。

第４条（表明保証違反に関する責任）

前条の表明保証に違反があった場合であっても、当該違反がグループ全体に実質的な不利益を及ぼす場合を除き、当事会社間で損害賠償その他の請求は行わないものとする。

第５条（合併対価の交付）

甲は、本合併に関して、甲は乙の発行済株式の全部を保有しているため、株式、金銭その他一切の合併対価を交付しないものとする。

第６条（資本金及び資本準備金）

本合併において合併対価を交付しないことから、甲は、本合併に関して、資本金及び資本準備金の額を変更しないものとする。

第７条（合併承認総会等）

１．甲は、会社法第 796 条第２項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行うものとする。

２．乙は、会社法第 784 条第１項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行うものとする。

第８条（債権者保護手続）

甲及び乙は、本合併に関し、会社法第 789 条及び第 799 条の規定に従い、公告及び知れている債権者に対する個別の催告その他必要な債権者保護手続を行うものとする。

第９条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2027 年１月１日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ、合併の効力発生前に限り、これを変更することができる。

第 10 条（合併後の権利義務の承継）

本合併の効力発生日をもって、乙の有する一切の権利義務は、その性質上承継が認められないものを除き、すべて甲に承継されるものとする。

第 11 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本合併の効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって通常の業務を遂行し、本合併の円滑な実行に重大な支障を及ぼすおそれのある行為を行わないものとする。

第 12 条（準拠法及び合意管轄）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は、各自記名押印のうえ、各１通を保有する。ただし、本契約は、電磁的記録により作成し、電子署名を行う方法により締結することができるものとし、この場合には、当該電磁的記録をもって本書に代えるものとする。

2026 年 11 月 13 日

甲：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番３号
株式会社 Orchestra Holdings
代表取締役　　中村　慶郎

乙：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番３号
株式会社 Concerto Partners
代表取締役　　中村　慶郎

別紙２　消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

株式会社 Concerto Partners

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

１．事業の経過及びその成果

当事業年度においては、M&A 仲介事業を中心に、顧客ニーズに即した案件の発掘及び成約に向けた取り組みを推進してまいりました。この結果、当事業年度における業績は、売上高 7,923 千円、営業損失 6,469 千円、当期純損失 7,571 千円となりました。

２．主要な事業内容

事　　業　　内　　容	主　　な　　サ　　ー　　ビ　　ス
M&A 仲介事業	企業買収・合併等に関するコンサルティング

３．主要な営業所

本社：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番３号

４．親会社の状況

名　　称	住　　所	資　本　金	議決権の所有割合（％）
株式会社 Orchestra Holdings	東京都渋谷区	354,060 千円	100

当社の親会社は株式会社 Orchestra Holdings であり、同社は当社の発行済株式の全部を保有しております。

５．主要な借入先及び借入額（2025 年 12 月 31 日現在）

借　　入　　先	借　　入　　残　　高
株式会社 Orchestra Holdings	94,000 千円

計算書類

（第 9 期）

自　2025 年　1 月　1 日
至　2025 年 12 月 31 日

株式会社 Concerto Partners

貸借対照表

2025 年 12 月 31 日 現在　単位:円

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
【流動資産】	【 12,465,397 】	【流動負債】	【 107,023,388 】
現金及び預金	2,498,835	関係会社借入金	94,000,000
売掛金	8,715,496	未払金	11,272,432
前払費用	165,000	未払利息	1,570,956
未収消費税	1,070,297	未払法人税等	180,000
未収還付法人税等	2,809	負債の部合計	107,023,388
預け金	12,960	純資産の部	
		【株主資本】	【 △94,557,991 】
		（資本金）	（ 16,000,000 ）
		資本金	16,000,000
		（資本剰余金）	（ 19,000,000 ）
		資本準備金	15,000,000
		その他資本剰余金	4,000,000
		（利益剰余金）	（ △129,557,991 ）
		繰越利益剰余金	△129,557,991
		純資産の部合計	△94,557,991
資産の部合計	12,465,397	負債及び純資産の部合計	12,465,397

損 益 計 算 書

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

単位：円

【純売上高】		
売上高		7,923,179
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費		14,393,009
営業損失		6,469,830
【営業外収益】		
受取利息	18,350	
雑収入	46	18,396
【営業外費用】		
支払利息	940,000	940,000
経常損失		7,391,434
税引前当期純損失		7,391,434
法人税、住民税及び事業税		180,000
当期純損失		7,571,434

株主資本等変動計算書

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

単位:円

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	16,000,000	15,000,000	4,000,000	19,000,000	△121,986,557	△121,986,557	△86,986,557	△86,986,557
当期変動額								
当期純損益金					△7,571,434	△7,571,434	△7,571,434	△7,571,434
当期変動額合計					△7,571,434	△7,571,434	△7,571,434	△7,571,434
当期末残高	16,000,000	15,000,000	4,000,000	19,000,000	△129,557,991	△129,557,991	△94,557,991	△94,557,991

個 別 注 記 表

自 2025 年 1 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 収益及び費用の計上基準

M&A 仲介業務は、顧客の株式譲渡等実行までのサービス提供を履行義務としており、主として株式譲渡が成立した時点で収益を認識しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済み株式の種類及び株式数

普通株式：1,500 株